

パブリックコメント記入用紙

この用紙をコピー又は FAX 送信用としてご使用ください

住所（必須）	
名前（必須）	
職業	
電話番号（必須）	

議員報酬の議会案（委員会原案）について、該当する回答に○をご記入ください

1. 適当である 2. 多いと思う 3. 少ないと思う 4. わからない

- ・ 上記回答の理由についてご記入ください。
- ・ 報酬に関してご意見があればご記入ください。

ご意見を
募集します

議会議員の報酬について パブリックコメント

令和6年3月に設置した「栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会」において議員報酬議会案（委員会原案）を作成しました。

原案の内容については、「くりやま議会だより」No185 18～19 ページをお読みいただき、議員報酬の原案について町民の皆さんのご意見を募集いたします。

- 募集対象 ・ 町内にお住まいの方 ・ 町内に通勤、通学している方
- 募集期間 ・ 11月1日（土）～11月14日（金）まで
- 提出方法 ・ 裏面の記入用紙に必要事項を明記の上、議会事務局まで持参、郵送、ファックス、Eメールで提出してください。
・ 郵送の場合は11月14日（金）到着分までとさせていただきます。
・ 役場旧庁舎1階、しゃるる、図書館、Eki、角田改善センター、南部公民館でも提出できます。
- 送付先 ・ 〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地 栗山町議会事務局宛
・ FAX 72-1233
・ Email gikai-jimukyoku@town.kuriyama.hokkaido.jp
- 結果の公表
お寄せいただいた内容を整理し、議会だより、議会ホームページで公表します。
- ご注意ください
・ 電話・窓口での口頭によるご意見は受付できません。
・ いただきました書面は返却できません。
・ 住所、氏名、連絡先がない場合は受付できないことがあります。
・ 記入用紙提出者への個別の回答は致しません。
・ 個人情報、公表しません。また目的以外には使用しません。
- お問い合わせ先 栗山町議会事務局 ☎73-7517

議員報酬額について

現職の議員は、8割は兼業の議員ですが、議員活動を最優先と位置付け職務に当たっています。前回、報酬が改正された平成11年には20人だった議員定数が半数近く減じて現在11人となり、1人ひとりにかかる活動量が増加している現状であります。

このような状況下において、世界を混迷に陥れた感染症や、毎年続く自然災害、紛争に端を発する物価高騰など住民生活を脅かす問題を前に、住民の直接選挙によって負託を受けた議会議員として、地域の課題を掌握し住民の多様な声を町政に反映させるためには、今以上の議会活動が求められています。

このような理由から、議員全員の意向を踏まえ、特別委員会で審議を重ねた結果、報酬を増額するべきであるとの結論に至り、原案を作成いたしました。

ここでは、今回の議員報酬の算定に当たって活用した「原価方式」の内容（全国町村議会議長会「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」概要版より）をお知らせいたします。



原価方式での「議会活動」と「議員活動」の内容は

「議会活動」とは

①本会議・委員会・協議調整の場・派遣

ア 本会議、イ 常任委員会、ウ 特別委員会、エ 議会運営委員会、オ 協議調整の場（全員協議会等）、カ 議員派遣、キ 委員派遣

②法定外会議・住民との対話等

ア 法定外会議（任意協議会、議員懇談会等）、イ 議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ 研修会への出席、エ 他の自治体からの視察受入れ対応、オ その他の議会活動

「議員活動」とは

③日常の議員活動

ア 上記①、②に付随する活動（議案の精読・作成及び提出準備、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）
イ 議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ 当該町村や各種団体主催の公的行事への出席、エ その他の議員活動

※ 上記活動については、時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）し、1人あたりの平均を算出して、議会・議員の活動日数とします。

原価方式での「町長の職務遂行日数」とは

町長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出したものです。

$$365日 - (土曜日・日曜日:104日 + 国民の祝日:16日) \times 1/2 = 305日$$

役職者（議長・副議長・委員長）の活動内容は

原価方式での「議会活動」及び「議員活動」には、役職者としての活動日数は算入していないため、別途加算する手法としています。

役職者である議長・副議長・委員長における活動内容を例示いたします。

議長・副議長・委員長の活動内容（例）

役 職	役職者の権限・活動（例）
議 長	議場の秩序保持、議事整理、議会事務統理、議会代表権等の法定の職務権限（自治法第104条等）に基づく活動や議会を代表する活動等 ○本会議や全員協議会等の準備、○議会内や執行部との調整、○各種行事への出席、 ○全国町村議会議長会・各都道府県町村議会議長会等の各種会議への出席や要請活動など議長の出張等
副議長	議長の職務を代行する活動（自治法第106条①等）や副議長としての活動等（議長の活動と重なる場合が多い）
委員長	委員会の議事整理、秩序保持権に基づく活動や委員長としての活動等 ○委員会の準備、○委員会報告書の作成・提出、○委員会視察の準備、○正副委員長会議、 ○議長・他の委員長・議会事務局との打ち合わせや執行部との調整、○各種行事への出席等

上記、活動内容（例）により現状の役職者の活動量については、近年の栗山町議会の議会・議員活動の増加に伴い、今回見直しを協議いたしました。